

奈良県における発達障害者支援の地域包括的再構築に向けた提案

—重層的支援体制との連携による総合相談・コーディネート機能の強化—

奈良県自閉症協会

河村 舟二

1. 提案の目的

奈良県内において、成人期・高齢期の発達障害者の孤立、8050 問題、家族の疲弊が深刻化している。現行制度の枠内で、発達障害者の「支援の迷子」を防ぎ、地域で切れ目なく支援を提供するためには、市町村の重層的支援体制整備事業と県の専門的支援機関とが役割を分担しつつ緊密に連携する体制を築くことが不可欠である。

本提案は、県が市町村の上に新たな相談機関を置くことを求めるものではない。市町村の重層的支援体制を一次的な「入口」として活かし、県の発達障害者支援センターが専門的な後方支援を担い、両者を発達障害者支援地域協議会（発達障害者支援法第 19 条の 2）という協議・連携の場で結び直すこと——これを、県・市町村・支援機関が共通の方向性として採択できる具体的施策案として提示するものである。

2. 奈良県の現状と課題

（1）成人期・高齢期の発達障害者支援の空白

奈良県内でも、発達障害支援は子ども期に偏り、成人期・高齢期の支援体制が脆弱である。

（2）8050 問題の顕在化

県内の相談支援事業所・家族会から、高齢の親と中年の発達障害者の孤立が増加しているとの報告がある。

（3）支援機関の縦割り構造

- ・ 発達障害者支援センター：相談中心
- ・ 精神科：診断中心
- ・ 障害福祉：サービス利用者に限定
- ・ 生活困窮・就労支援：対象が限定

これらの間に生活支援の空白が生じている。この縦割りを、県レベルで新たな属性別（発達障害別）の縦割りに置き換えるのではなく、属性を問わない市町村の相談支援を軸に解消する点

に、本提案の眼目がある。

（４）地域包括支援センターの位置づけの整理

地域包括支援センターは介護保険法に基づく高齢者支援機関であり、発達障害者支援の中心にはなり得ない。ただし、高齢化した発達障害者については、現行制度の範囲で関与が可能である。

（５）重層的支援体制整備事業が任意事業であることの留意

重層的支援体制整備事業は社会福祉法第 106 条の 4 に基づく**市町村の任意事業**であり、実施は各市町村の手挙げによる。全国的にも実施は一部の市町村にとどまっており、県内でも導入済みの市町村と未導入の市町村が混在している。したがって、重層を「入口」とする体制を県内全域で描くにあたっては、未導入市町村における相談の受け皿（既存の相談支援体制をどう入口に据えるか）を併せて整理しておく必要がある。

3. 現行制度における役割分担の基本的な考え方

発達障害者のライフステージ全体を支える体制は、次の四者が「上下」ではなく「機能分担と連携」の関係で結び合うことによって、現行制度の枠内で構築できる。

① 市町村の重層的支援体制 ―― 一次・入口機能（断らない相談）

社会福祉法第 106 条の 4 に基づき、実施主体は市町村である。未診断者・支援につながらない成人・家族の疲弊・8050 問題などを、属性を問わず最初に受け止める「入口」として最適である。県はこの入口機能を市町村に代わって担うのではなく、後述の後方支援を通じて支える立場に立つ。

② 県の発達障害者支援センター ―― 専門的后方支援（二次機能）

発達障害者支援法第 14 条に基づき都道府県が設置する専門機関である。市町村の重層が抱えきれない専門的なケースを受ける「後方の専門資源」として位置づける。同法第 14 条第 3 項は、県が支援を行うにあたり「可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする」ことを求めており、支援を県中央に一元的に集約するのではなく、住民に身近な市町村の窓口を支える方向で機能させることが法の趣旨に適う。

③ 発達障害者支援地域協議会 ―― 連携ルール策定・協議の場

発達障害者支援法第 19 条の 2 に基づき県が設置できる協議会であり、**関係者の情報共有、連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備の協議**をその機能とする。県による連携ルール・整備方針の策定は、県が単独で上から定めるのではなく、この協議会における協議・合意形成を通じて

行うことが、制度上も実効性の上でも適切である。

④ 地域包括支援センター ―― 高齢化した発達障害者への対応

現行制度で可能な役割を明確化する。具体的には、認知症との鑑別、介護サービス利用調整、金銭・服薬管理、成年後見制度の活用、親亡き後の生活設計などである。

以上を一言でまとめれば、**県は市町村の重層の「上部機関」ではなく、専門的後方支援と協議・連携の場を提供する立場に立つ。**両者の関係は行政上の上下ではなく、機能分担と水平的連携として設計する。

4. 奈良県が整備すべき具体的施策

（１）県内統一の「発達障害者総合相談ルート」の明確化

支援の迷子を防ぐため、県として次の相談ルートを明示する。

- ・ 若年・成人期 → 市町村の重層的支援体制（一次・総合相談）
- ・ 高齢期 → 地域包括支援センター
- ・ 専門相談 → 発達障害者支援センター（二次・専門的後方支援）
- ・ 医療的課題 → 精神科・医療機関

なお、重層を導入していない市町村については、当該市町村の既存相談支援体制を一次の受け皿として位置づけ、支援センターがこれを補完する経路を併せて明示する。

（２）重層的支援体制の「発達障害者対応力」の強化（県による後方支援）

- ・ 発達障害の基礎研修（県主催）
- ・ 発達障害者支援センターと市町村との連携協定
- ・ 支援会議の開催ルールの整備
- ・ アウトリーチ体制の整備
- ・ 8050 問題の早期把握の仕組みづくり

（３）地域包括支援センターとの連携強化

県として次の連携プロトコルを、地域協議会での協議を経て策定する。

- ・ 高齢化した発達障害者の支援ルート
- ・ 認知症鑑別における医療との連携
- ・ 成年後見制度の共同支援

- ・ 介護サービス利用調整の連携

(4) 奈良県版「インクルーシブ地域づくり」施策

- ・ 合理的配慮の啓発（県主催）
- ・ 商店・企業との協働（奈良県商工会議所等と連携）
- ・ 地域の居場所づくり（市町村の地域福祉計画に位置づけ）

5. 奈良県発達障害者支援地域協議会への提案事項

① 発達障害者支援地域協議会を「連携ルール・整備方針の協議の場」として明確に位置づける

重層を一次の入口、発達障害者支援センターを専門的後方支援とし、両者と医療・就労支援等をつなぐ連携プロトコルおよび整備方針を、本協議会における協議・合意形成を通じて策定する。

② 市町村に対し「重層的支援体制の発達障害者対応力の強化」を、県の後方支援とともに要請する

研修・連携協定・支援会議の整備を県が後方から支援する。重層未導入の市町村については、既存の相談支援体制の対応力強化を併せて支援する。

③ 奈良県版「8050 問題支援モデル」を構築する

重層（または既存相談支援体制）・地域包括支援センター・医療・家族会が連携するモデルを県内で試行する。

④ 発達障害者支援センターの専門的後方支援機能を拡充する

市町村の重層および相談支援体制に対する専門的助言・研修提供・困難ケースの受け入れを強化する。

6. 結論

奈良県において、発達障害者のライフステージ全体を支える地域支援体制は、現行制度の枠内でも構築可能である。その要点は、市町村の重層的支援体制を一次・入口の「断らない相談」として活かし、県の発達障害者支援センターが専門的後方支援を担い、地域包括支援センターが高齢期支援を分担し、これらを発達障害者支援地域協議会での協議・連携によって結び合わせることにある。

県の役割は、市町村の上に立つ「上部機関」ではなく、**専門的後方支援と協議・連携の場を提供する後方支援機関**である。この機能分担と水平的連携によってこそ、支援の谷間をなくし、8050問題・親亡き後問題を予防する包括的支援モデルが、制度と整合的な形で実現できる。

奈良県発達障害者支援地域協議会において、本提案を県全体の方針として検討いただきたい。